

埼玉県告示第九十二号

告 示

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に關し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年二月三日

埼玉県知事 大野元裕

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

地目	面積（平方メートル）	所在及び地番	一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積
田	五〇一・〇〇	埼玉県加須市今鉢字金山四百三十八番	
田	一七三・〇〇	埼玉県加須市中ノ目字雁渕九百番二	
田	二、二五五・〇〇	埼玉県加須市杓子木字堤外六百八十六番一	
田	一、二一六・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字丑ヶ谷戸	
田	八四三・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字女堀八百四十五番五	
田	九三五・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字金屎千百六十七番	
田	四四二・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百七十九番	
田	五三三・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十九番	
田	一、六八九・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十四番	
田	一、〇九五・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十八番二	
田	一、一一八・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字諏訪ノ木四百八十三番一	

埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字諏訪ノ木
四百八十三番二

田

九五・〇〇

所在及び地番	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県加須市今 鉢字金山四百三 十八番	令和八年七月一日	十年	六千四百七十円
埼玉県加須市中 ノ目字雁渕九百 番二	令和八年七月一日	十年	六千二百十円
埼玉県加須市杓 子木字堤外六百 八十六番一	令和八年七月一日	十年	〇円
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字丑ヶ谷戸七百 九十一番一	令和八年七月一日	十年	〇円
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字女堀八百四十 五番五	令和八年七月一日	十年	〇円
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字金屎千百六十 七番	令和八年七月一日	十年	〇円

二 申請に係る農地の利用の現況

農地法第三十三条第一項第一号に該当。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百七十九番	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十八番	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十四番	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十四番	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十四番	令和八年七月一日
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十八番	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十四番	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十四番	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十四番	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十四番	令和八年七月一日
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十八番	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十四番	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十四番	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十四番	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十四番	〇円

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

イ 提出期限

令和八年二月十七日

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

ハ 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(6) (5) (4) (3)

意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

意見の趣旨及びその理由

その他参考となるべき事項